介護予防訪問看護利用料金内訳表

令和7年4月1日

※目安の金額となります。(1単位=10.42円)

実際は単位数の合計から料金を計算するため、数円の誤差が生じる場合があります。

<介護予防>	単位数	, 1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)	
20分未満	303単位		T	947円	
30分未満	451単位		-		
30分以上60分未満	794単位				
60分以上90分未満	1,090単位	1,136円	·		
○ サービス提供体制強化加算(I)	6単位			19円	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	3単位			9円	
(1回につき。(Ⅰ)7年以上勤務が30%以上、(Ⅱ)3年以	(1回につき。(Ⅰ)7年以上勤務が30%以上、(Ⅱ)3年以上勤務のスタッフが30%以上等、要件を満たしている事業所)				
○ 訪問看護体制強化加算	100単位			313円	
(月に1回。緊急時訪問看護加算・特別管理加算を算定	した利用者が期間に	内で一定の割合以」	上)		
■ <u>緊急時訪問看護加算(Ⅰ)</u>	600単位		1,250円	1,876円	
【■緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574単位			•	
(月に1回。予定された訪問看護でない緊急時の訪問看護について、月の初回は所要時間に応じた単位数を					
算定。2回目からは早朝・夜間加算、深夜加算が算定					
(早朝6:00~8:00、夜間18:00~22:00は所要時間			T	1	
特別管理加算(I)	500単位		1,042円	1,563円	
(月に1回。気管切開・留置カテーテルを使用/胃瘻・腸		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
□特別管理加算(Ⅱ)	250単位	261円	· -	782円	
(月に1回。自己腹膜かん流、血液透析、酸素療法、中心静脈栄養法、成分栄養経管栄養法、自己導尿、持続陽圧呼吸療法、自					
己疼痛管理、肺高血圧症、人工肛門、人工膀胱造設、真					
長時間訪問看護加算	300単位		625円	938円	
(1回につき。特別管理加算を算定しており、1時間30分を超える場合)					
	05424	0.55	506	70.45	
複数名訪問看護加算 (I1) 30分未満			529円	794円	
│ │複数名訪問看護加算(I2) 30分以上	402単位	419円	838円	1,257円	

(2人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合)

<算定要件>

- (イ) 体重が重い等利用者の身体的理由により1人の看護師による訪問看護が困難と認められる場合
- (ロ) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- (ハ) その他利用者の状況等から判断して、イまたは口に準ずると認められる場合

		_			
退院時共同指導加算	600単位	625円	1,250円	1,876円	
(退院又は退所時に、原則1回。主治医等と在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合。)					
初回加算(Ⅰ)	350単位	365円	729円	1,094円	
初回加算(Ⅱ)	300単位	313円	625円	938円	
(新規に訪問看護を提供した場合。(I)退院・退所日当日の訪問。(I)退院・退所日翌日以降の訪問。					
介護から予防へ要介護認定が変更になった場合には(Ⅱ)を算定。)					
口腔連携強化加算	50単位	52円	104円	156円	
(月に1回、口腔の健康状能の評価を実施した場合)	崇科医療機関	375介護支援専門	員に対して情報提	供した場合)	

<その他の利用料>

サービスエリア外 交通費1kmあたり	30円 (往復分)
営業時間内で1時間30分を超える時、保険外	1,500円 (30分あたり)
営業時間外(8:00~8:30、17:00~18:00、保険外)	2,000円 (30分あたり)
営業日以外	2,500円 (30分あたり)
死後の処置料	10,000円